

⑤権利擁護部会

活動報告・活動計画

1 報告事項

- ・平成 28 年 3 月 30 日に同部会準備会を開催し、協議事項や協議方法等について話し合った。
- ・今年度内に改めて準備会を開き、同部会開催に向け進めて行く。

2 協議事項

- (1) 平成 29 年度の権利擁護部会の活動計画（案）について

- ①部会の開催について

- ・年 2 回程度の開催とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別の権利侵害 行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理 由として、差別することその他の権 利利益を侵害する行為をしてはなら ない。	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとなるないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防 止に関する啓発及び知識の普及を図るた め、当該行為の防止を図るために必要と なる情報の収集、整理及び提供を行うち のとする。
------------------------------------	---	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 → 当該機関における取組に関する要領を策定*
- 事業者 → 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

* 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 → 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害者差別解消法の解説③（第7条・第8条）

障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

定義

行政機関等…国、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人を除く。

事業者…商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）を除く。）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者として扱われる。

社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

※ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、当該障害者と社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念を踏まえたもの

留意事項

事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外。啓発活動を通して対応。

雇用分野については、障害者雇用促進法（第183回国会にて改正法が成立）により具体的な措置を規定する。

※ 国家公務員や地方公務員の雇用関係に関して、国家公務員法や地方公務員法等の規定によるとの前提の下、障害者雇用促進法の適用が除外されている事項については、本法においても同様の整理。

障害者差別解消法の解説④（第6条、第9条～第11条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方等を示すもの

【作成主体】政府（閣議決定）

【作成手続】案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聞くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要

- 【内容】
①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
②行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
③事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項
④その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（※）
※ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する基本的な考え方等を想定

基本方針に即して作成

国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す
※ 地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされている。また、要領の作成に関する国の協力に関する規定あり。

主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要
(地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講ずるよう努めることとされている)

障害者差別解消法の解説⑤（第17条～第20条）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

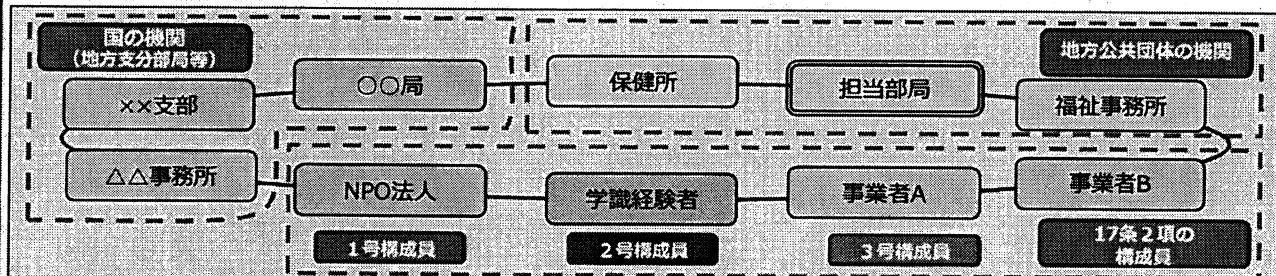
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られる期待を期待。

※ 法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

組織・運営のイメージ



協議会においては、①必要な情報の交換、②障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

※ 協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

**沖縄県障害者自立支援協議会 権利擁護部会（差別解消支援地域協議会）
構成員名簿（案）**

	分野	氏名	所属・職名	備考
1	学識経験者	島村 聰	学校法人 沖縄大学 人文学部福祉文化学科 准教授	社会福祉学科関係
2		田中 寛	公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 理事長	知的障害
3	障害者当事者団体	高橋 年男	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長	精神障害
4		仲根 建作	特定非営利活動法人 沖縄県脊髄損傷者協会 会長	身体障害
5	教育		小・中学校長会 会長	普通学校の代表
6	労働	川村 浩樹	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄障害者職業センター 所長	障害者職業センター関係
7	福祉	竹藤 登	沖縄県社会福祉士会 会長 (沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 委員長)	沖縄県福祉サービス運営 適正化委員会
8		溝口 哲哉	(特非) おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 理事長 (県相談支援体制整備事業 南部圏域アドバイザー)	相談支援関係
9	保健・医療	高良 幸伸	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会 中部療育医療センター 院長 (沖縄県身体障害児施設協議会 副会長)	医師
10	事業者	一瀬 宗也	(株)アイセックジャパン 代表取締役 (沖縄県中小企業家同友会 健障者委員会 委員長)	中小企業関係
11				県商工会議所関係
12				運輸関係
13	法曹		沖縄弁護士会 高齢者・障害者等権利擁護特別委員会 代表者	弁護士
14	国行政機関	伊福 美香	沖縄労働局 職業安定部職業対策課 地域障害者雇用担当官	労働局関係
15	県行政機関		教育庁県立学校教育課 主任指導主事	
16		與那嶺 武	子ども生活福祉部障害福祉課 課長	
	事務局			
1	圏域アドバイザー	安村 勤	(特)名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェーブ 施設長	
2		津波古 悟	(特)なちゅら福祉ネット 広域相談支援センターfit センター長	
3		清水 聰	(福)ムサアザ福祉会 地域生活支援センターさぽーと 施設長	
4		津嘉山 航	(株)ゆにばいしがき 管理者	
5	障害福祉課		計画推進班 班長	
6			計画推進班 主査	
7			地域生活支援班 班長	
8			地域生活支援班 主査	
9			事業指導支援班 班長	
10			事業指導支援班 主査	

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等
権利擁護部会	障害児者の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第26号）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む）

(役員)

第3条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聞くことができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

2 部会員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年4月15日から施行する。